

# 復興News 陸前高田

＜第56号＞  
令和元年11月発行  
陸前高田市復興局

## ニュース⑤ 「ユニバーサルデザインのお店」認証制度のご紹介

陸前高田市は、「ノーマライゼーションという言葉のいないまち」を目指しており、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した店舗等について「ユニバーサルデザインのお店」として認証をしております。

認証店舗等について、市で認証書を交付し、市のホームページ等にて公表させていただきますので、認証を受けたい事業者は、下記により申請手続きをお願いします。

記

### 1 対象

市内で出店される事業者（またはすでに営業中の事業者）

### 2 条件

「ユニバーサルデザインチェックリスト」の必須事項のすべてを満たすこと。  
※ 「ユニバーサルデザインチェックリスト」は市のホームページに掲載しております。下記問い合わせ先でも配布しております。

### 3 認証について

- 認証店舗は以下のメリットがあります。
- 市のホームページでPRします。
- 認証書を授与します。



### 4 申請書類

- 陸前高田市ユニバーサルデザイン対応店舗認証申請書
- ユニバーサルデザインチェックリスト（申請用）



問い合わせ先 建設部都市計画課計画係（内線305）

## ニュース① 土地の利活用に関心のある事業者向け説明会を開催します

＜ 11月20日（水）午後1時半から市役所にて ＞

現在陸前高田市では区画整理事業で整備した土地の利活用促進に取り組んでいるところですが、その一環として、土地の利用に関心のある事業者向けの説明会・意見交換会を下記のとおり開催します。ぜひご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 日時 令和元年11月20日（水）午後1時半～（60分程度）
- 場所 陸前高田市役所4号棟3階第6会議室
- 内容（予定）
  - 説明
    - 土地利活用の状況について
    - 土地利活用促進バンクについて 等
  - 意見交換、質疑応答

- 参加申込
 

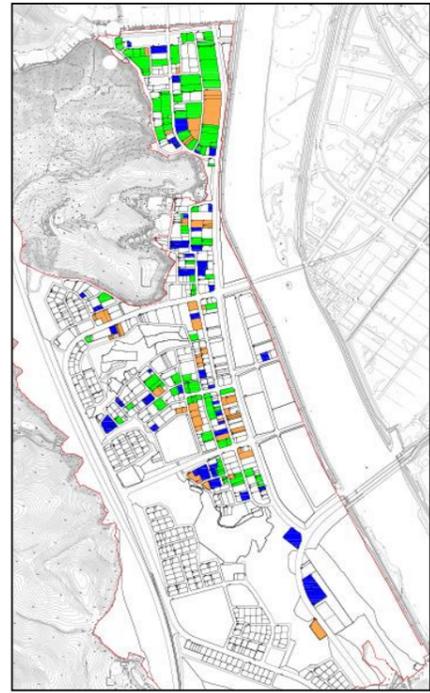
参加を希望される事業者は、下記メールアドレス宛に、

  - 事業者名、
  - 代表者名、
  - 参加者数、
  - 参加者名、
  - 担当者様名、
  - メールアドレス、
  - 電話番号、
  - その他事務局への質問事項、
 を記入の上、申し込みください。

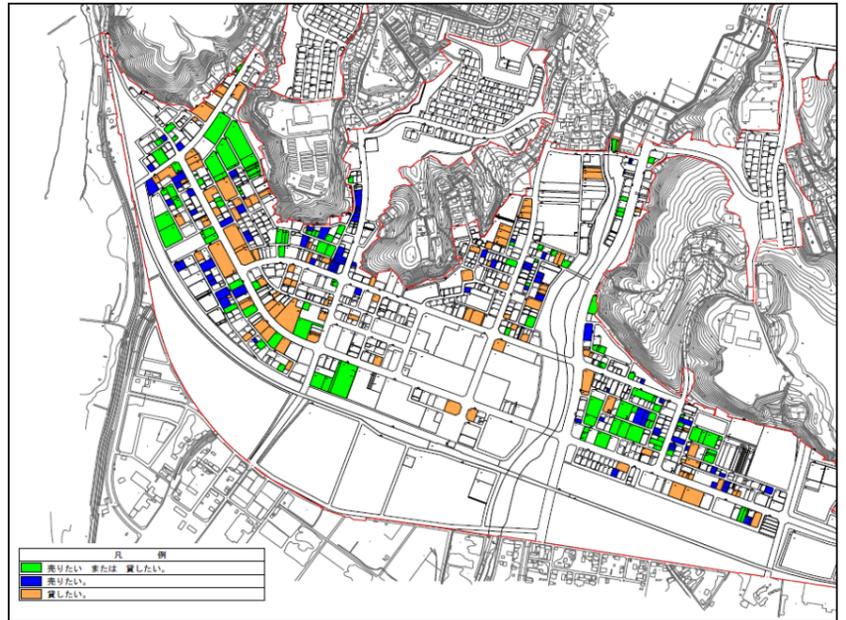


- 申込締切 **11月15日（金）まで**  
（申込みが無い方の当日参加も可能です。）

担当 建設部都市計画課計画係  
TEL 0192(54)2111（内線302） / FAX 0192(54)3888  
E-mail tosikei@city.rikuzentakata.iwate.jp



可視化マップ（今泉地区）



可視化マップ（高田地区）

問い合わせ先 建設部都市計画課計画係（内線302）

**ニュース②** 防災事業で住宅を再建すると住宅ローンの利子と引越代が助成されます。  
 << 申請期限（令和2年7月31日）のお知らせ >>

- 1 交付対象**  
 防災集団移転促進事業に基づいて設定された移転促進区域内から、移転促進区域外の市内に集団で移転し、住宅を再建する方に対し、①危険住宅の除却費等(引越費用等)及び②建設助成費(新たな住宅の建設・購入のために金融機関等から融資を受けた場合の利子相当額)について、補助金が支給されます。
- 2 補助上限金額**  
 除却費等(引越費用等) 一戸当たり 80.2万円(対象は引越業者等に支払った実費分)  
 建設助成費(利子補給) 建物 457万円 土地 206万円 造成 59.7万円
- 3 申請期限** 令和2年7月31日(金) ※住宅完成後でない申請が完了しませんのでご注意ください。
- 問い合わせ先** 市民協働部被災者支援室(内線135)

**ニュース③** 市内で被災し今後住宅再建を考えている皆様へ  
 << 防災集団移転促進事業により整備した住宅団地の空き区画へ新たに移転者を募集しています >>

**防災集団移転促進事業の概要**  
 防災集団移転促進事業は、東日本大震災時(平成23年3月11日)に陸前高田市内において被害を受けた世帯の集団移転を促進するために、安全な場所に住宅再建ができるように支援する制度です。市が移転先となる住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡又は賃貸します。なお、移転される方は、被災した移転元地に居住できなくなりますのでご注意ください。

**募集する区画の概要**

| 地区名 | 団地名 | 面積【㎡(坪)】    | 区画数 | 番号  |
|-----|-----|-------------|-----|-----|
| 高田  | 高台3 | 165㎡(約50坪)  | 3   | ②~④ |
|     |     | 247㎡(約75坪)  | 1   | ①   |
|     | 高台5 | 330㎡(約100坪) | 5   | ⑤~⑨ |
| 今泉  | 高台5 | 330㎡(約100坪) | 4   | ⑬~⑯ |
|     |     | 165㎡(約50坪)  | 3   | ⑰~⑲ |
|     | 高台6 | 330㎡(約100坪) | 7   | ⑳~㉔ |
|     | 高台7 | 330㎡(約100坪) | 3   | ㉕~㉗ |
| 長部  | 月山  | 330㎡(約100坪) | 1   | ⑳   |
| 小友  | 新田  | 330㎡(約100坪) | 1   | ㉑   |
|     | 只出  | 330㎡(約100坪) | 1   | ㉒   |
| 広田  | 六ヶ浦 | 330㎡(約100坪) | 1   | ㉓   |
| 米崎  | 脇の沢 | 330㎡(約100坪) | 1   | ㉔   |

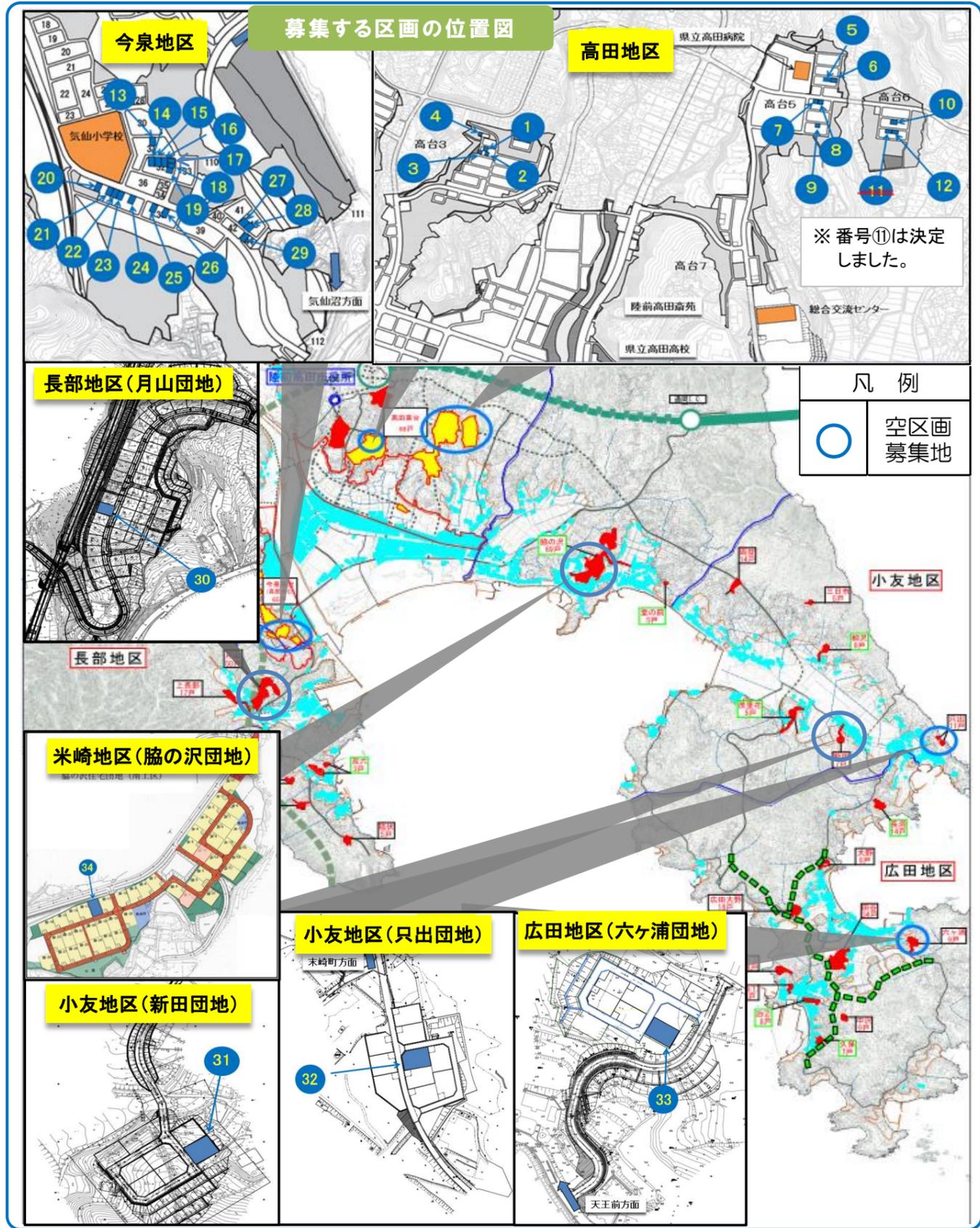
募集している団地・区画の位置については、右図をご覧ください。

また、売却価格・賃借料等の詳細については、復興推進課事業推進係(内線462・463)までお問い合わせください。



**申込みについて**

- 1 申込資格**(次の条件をすべて満たす必要があります。)  
 市が設定した市内の移転促進区域内に、東日本大震災発生時に居住し、り災証明書の交付を受けている世帯  
 ※ただし、次に掲げる世帯等は申込みできません。  
 ① 既に他団地において防災集団移転促進事業に参加している世帯  
 ② かけ地近接等危険住宅移転事業の補助制度を活用して住宅再建をしている世帯  
 ③ 国の被災者生活再建支援金等(加算支援金など)を受けて住宅再建をしている世帯  
 ④ 高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業で換地された土地を所有又は予定されている者
- 2 申込方法**  
 復興推進課で配布する申込書に必要事項を明記の上、提出してください。申込区画は1世帯につき1区画です。
- 3 申込期限** 令和元年12月25日(水)まで随時先着順で受け付けます。
- 問い合わせ先** 復興局復興推進課事業推進係(内線462・463)



**ニュース④** 移転元地の買取契約手続きを終了します。

市内浸水区域内において、防災集団移転促進事業により買取対象となる土地について買取契約を締結してまいりましたが、一部事業用地で取得する土地を除き、買取期間が令和2年2月末で終了します。

**問い合わせ先** 復興局復興推進課事業推進係(内線462・463)